

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要(平成25年度)

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ②ライフ・イノベーション分野(8/12)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(岡山市)	準	C 3.4	B 3.7 進捗度 ・介護保険料の上昇率の抑制(※) ・在宅を可能とする最先端医療機器等の活用による産業振興(※) ・在宅高齢者の増加とQOLの向上 101% (※)は定性的評価	C 3.1 規制の特例等 ・地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業 等 財政支援等 ・通所介護サービスにおける質の評価に関する調査研究事業 地域独自の取組 ・訪問診療スタート支援事業及び訪問看護プチ体験事業 等	+0.00	<p>・規制緩和などの国との協議(※1)に関する内容について、全般的にやや戦略性が乏しい。</p> <p>・「日本型高齢化モデル」として欧米諸国やアジア諸国に提示するという謳い文句については、現時点では、本特区の取組みがその通りの優れた成果を上げるかは疑問がある。</p> <p>・他方、提案されている定量的な評価指標(※2)を提示できれば、日本国内では参考になる取組みとなるのではないかと。</p> <p>※1: ①介護保険給付の対象となっていない介護機器について、一定の条件を満たせば、地域支援事業を活用して貸与することが可能になるとともに、②高齢者が健康づくりに取り組んでいることを評価してポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて換金等ができる事業を地域支援事業で実施することが可能となった。</p> <p>・他方、要介護者を介護している家族の負担を軽減するため、有償ボランティア等を居宅へ派遣し介護を行わせる家族介護者支援(レスパイトケア)については、認められていない。</p> <p>※2: 介護保険料の伸びを高齢者の増加率の伸び以下に抑制する。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。 *2)「IIIについては、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。